

# 入札説明書

令和7年12月9日

香川県知事 池田豊人

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、香川県会計規則（昭和39年規則第19号。以下「規則」という。）、物品購入等競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び本件業務委託に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県が発注する業務委託に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
令和8年度香川県広報誌等配布業務
- (2) 業務の内容  
別添仕様書のとおりです。
- (3) 業務委託期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法

原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従ってください。ただし、電子入札システムにより難い場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができます。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。※単価の場合は、小数点以下第1位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 契約書作成の要否

要します。（契約書は、原則として香川県で準備します。）

## 3 電子契約の可否

可とします。

※ 電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (1) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。
- (2) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

## 4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

（※入札公告に記載のとおりです。）

## 5 契約の内容に関する質問の受付

(※入札公告に記載のとおりです。)

## 6 入札及び開札

(1) 入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）の提出場所等

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 令和8年1月28日正午

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 令和8年1月28日午後1時から午後2時まで

(イ) 提出場所 香川県庁北館3階総務事務集中課入札室

(ウ) 入札書等は、封筒に入れ、その封筒に入札者の氏名（法人名等）、並びに業務名（公告に記載）を記入の上、入札場所に提出してください。

(エ) 入札者等の持参するもの

① 入札者等の身分証明書（社員証、運転免許証等）

② 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 令和8年1月27日午後5時（必着）

(イ) 送付先 4に示した場所

(ウ) 入札書等、入札保証金に係る領収書（下記「7 入札保証金及び契約保証金」参照。

ただし、入札保証金を支払わなければならない場合に限る。）を封筒に入れて、これを封かんし、封筒の表面に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和8年1月28日午後3時開札〔香川県広報誌等配布業務〕の入札書在中」との表示を記載し、その封筒を更に封筒に入れ、外封筒の表面には、「香川県広報誌等配布業務に係る入札書在中」と朱書きしてください。郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に相当する方法に限ります。

(2) 入札書等の様式

紙入札方式の場合は、別途指定する入札書を使用してください。入札書の記載は、別添の記載例を参考にしてください。なお、単価欄のうち点線の右側には小数点以下の数字を記入してください。

(3) 既に提出した入札書の取替え、変更又は取り消しはできませんのでご注意ください。

(4) 開札

ア 日時 令和8年1月28日午後3時

イ 場所 香川県総務部知事公室広聴広報課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階総務事務集中課入札室）

(5) 電子入札運用基準に基づき入札、開札を行います。

## 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

① 当該入札に参加される方は、下記（3）により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の100分の5以上の入札保証金を納付してください。（※消費税等含んだ金額ですのでご注意ください。）

② 入札期日の前日までに納付される方

ア 現金で納付される方は、納付書をお渡しするので入札執行機関に申し出てください。（納付書により県の指定金融機関で納付してください。）

イ 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付される方は、保管有価証券納付書（規則第71号様式）に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付してください。（※規則第150条第1項第1号に掲げる国債等

の有価証券の担保の価値は、その額面の 100 分の 80 に相当する金額となりますのでご注意ください。)

③ 開札当日に納付される方

入札保証金等納付書（規則第 66 号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付してください。

④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付された方は、開札開始時間までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。

⑤ 入札保証金等の還付

ア 開札当日に納付された方は、開札終了後直ちに還付します。

イ 開札前日までに納付された方は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第 72 号様式）を提出していただき、後日還付します。（還付日は、還付手続き終了後に改めてご連絡します。）

ウ 落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。

⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行ってください。

⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、香川県ホームページの物品調達情報（各種様式集）に登載しておりますので御活用ください。

（2）契約保証金

① 落札された方は、下記（3）により減免をされた場合を除き、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付してください。

② 保証金に代わる担保として、規則第 150 条に掲げる有価証券等で納付することができます。

③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付します。

（3）入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

入札保証金、契約保証金は、規則第 152 条に該当する場合は減免することができますので、減免を希望される方は、入札公告で指定した場所に指定した日時までに減免申請書を提出してください。

① 入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適當と認められた方。なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行された方

- ・契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付してください。
- ・契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまいません。（※減免申請書の様式は、香川県ホームページに登載しておりますのでご活用ください。）

② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適當と認められた方又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適當と認められた方。

## 8 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす方

（1）施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない方

（2）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A 級に格付けされている方

なお、A 級に格付けされていない者にあっては、令和 7 年 12 月 19 日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A 級格付けを得ること。（同申請書を提出する際には、香川県広報誌等配布業務に係る入札に参加する旨及び本

入札がWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける旨を申し出ること。)

郵便番号 760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号 087-832-3631 FAX番号 087-833-0352

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない方

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法

（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない方

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた方

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた方

(5) 別添「配布計画書作成要領」に基づいて作成された配布計画書を提出し、適当であると認められた方

(6) 災害緊急時にも、広報誌等の配布を優先した体制の確保ができる方

## 9 入札者等に求められる事項

(1) 入札に参加を希望される方は、前記8の（5）の配布計画書を令和8年1月9日午後5時15分までに、下記に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じてください。

郵便番号 760-8570

高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部知事公室広聴広報課 広報グループ

電話番号 087-832-3078

(2) 電子入札システムによる入札参加を希望される方は、（1）の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行い、紙入札方式による入札参加を希望される方は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出してください。

(3) 上記7の（3）、9の（1）により提出された書類の審査結果は、令和8年1月16日までに郵送、FAX又はメールで通知しますので、事業者名、担当者名、電話番号及びFAX又はメールアドレスを記入した書類を上記提出書類と併せて提出してください。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の当該入札は、これを無効とします。

(1) 電子入札システム、紙入札方式共通

① 入札に参加する資格のない方が入札した場合

② 入札者が連合して入札したと認められる場合

③ 入札に際し不正の行為があった場合

④ 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をした場合

⑤ 入札保証金の納付がない場合、又は不足する場合（免除された事業者を除く）

(2) 紙入札方式の場合

① 委任状を持参しない代理人のした入札

② 入札書に氏名その他重要な文字が誤脱し、又は不明である場合

③ 入札書の金額を訂正した場合

④ 同一の入札について2人以上の入札者の代理となった方の入札

(3) 前号に掲げるもののほか、入札心得、説明書等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合

**11 入札又は開札の取り消し又は延期による損害**  
(※入札公告に記載のとおりです。)

**12 落札者の決定方法**  
(※入札公告に記載のとおりです。)

**13 履行の確認・支払い**  
(1) 契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て検収(検査)を受けてください。  
(2) 香川県が行う検査に合格した後、請求書を提出していただき、指定の金融機関の口座に請求額を振り込みます。

なお、契約期間内に履行されなかった場合は、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、配布単価に未配布世帯数を乗じて得た額（算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に消費税及び地方消費税の額を加えた額（算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に当該履行期限が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で算定した額を遅延損害金として徴収しますのでご注意ください。

**14 その他**  
(1) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できません。  
(2) 一般競争入札の参加に係る費用は、入札者の負担とします。  
(3) 入札書等の提出後の問い合わせ及び書類の追加・修正には、原則として応じません。  
(4) 提出された書類などは、返却しません。  
(5) 本入札説明書及び仕様書等は、入札の参加以外の目的に使用することを禁じます。  
(6) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合があります。  
(7) この入札に関する問合せ先・契約事務担当課等

郵便番号 760-8570  
高松市番町四丁目1番10号  
香川県総務部知事公室広聴広報課 広報グループ  
電話番号：087-832-3078  
FAX番号：087-862-4514